

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル

氏 名 太誠産業株式会社

コピー不可

（法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名） 代表取締役 瀬戸 康肇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐



許可の年月日	平成 30年 2月 20日
(初回許可年月日)	平成 25年 2月 20日
許可の有効年月日	平成 35年 2月 19日

- 事業の範囲
  - 事業の区分  
中間処理（選別・圧縮）
  - 産業廃棄物の種類  
選別・圧縮に係るもの  
廃プラスチック類（空きペットボトルに限る。）、金属くず（空き缶に限る。）、ガラスくず・  
コンクリートくず・陶磁器くず（空きビンに限る。）  
※ 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
- 事業の用に供するすべての施設  
裏面記載のとおり
- 許可の条件  
なし
- 許可の更新及び変更の状況  
平成30年 2月20日 更新許可
- 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無  
無

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処理を行う場所及び施設の規模等は次に限る。

(1) 中間処理を行う場所及び中間処理に係る保管場所

神奈川県愛甲郡愛川町中津字大塚下6798番1 外2筆 (2,876.53㎡)

(2) 中間処理施設

選別・圧縮に係る施設

ア ペットボトル圧縮施設

設置年月日 平成25年 2月20日

処理能力 廃プラスチック類 13.4 t/日(8時間)

イ アルミ缶圧縮施設

設置年月日 平成25年 2月20日

処理能力 金属くず 4.9 t/日(8時間)

ウ スチール缶圧縮施設

設置年月日 平成25年 2月20日

処理能力 金属くず 10.0 t/日(8時間)

(3) 保管施設

ア 受入物保管施設

混合廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず)

保管面積 12㎡ 最大保管量 20.4㎡ (屋内ピット)

イ 処理後物保管施設

(ア) 廃プラスチック類

保管面積 8㎡ 最大保管量 14.4㎡ (ペール品15個×2段積み)

(イ) 金属くず(アルミ缶)

保管面積 2㎡ 最大保管量 1.44㎡ (圧縮品3個×2段積み)

(ロ) 金属くず(スチール缶)

保管面積 2㎡ 最大保管量 1.44㎡ (圧縮品3個×2段積み)

(エ) 残さ物

保管面積 18.4㎡ 最大保管量 30.1㎡ (コンテナ1基)

# 許可指令書

神奈川県指令 央セ第1732030008号  
東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル

太誠産業株式会社  
代表取締役 瀬戸 康肇

平成29年12月27日付けで申請があった産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第7項の規定に基づき、平成25年2月20日付け神奈川県指令央セ第1232010002号による許可を、別添の産業廃棄物処分業許可証に記載のとおり更新して許可します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。

この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

平成30年 2月20日

神奈川県知事

黒 岩 祐

